

令和元年度

八代市議会経済企業委員会記録

審査・調査案件

- 1. 12月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 25
-

令和元年12月17日（火曜日）

経済企業委員会会議録

(民俗伝統芸能伝承館(仮称)について)

令和元年12月17日 火曜日

午前10時00分開議

午後2時59分開議(実時間117分)

○本日の会議に付した案件

1. 議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)
1. 議案第97号・令和元年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第100号・令和元年度八代市水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第104号・指定管理者の指定について(やつしろハーモニーホール)
1. 議案第105号・指定管理者の指定について(八代市働く婦人の家)
1. 議案第106号・指定管理者の指定について(八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアム)
1. 議案第107号・指定管理者の指定について(八代市日奈久観光交流施設)
1. 議案第108号・指定管理者の指定について(五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設)
1. 議案第127号・八代市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
1. 議案第128号・八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
1. 発議案第11号・やつしろ産トマト消費拡大推進条例の制定について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査(2020みなと八代フェスティバルの開催について)
(日本遺産について)

○本日の会議に出席した者

委員長 村川清則君
副委員長 谷川登君
委員 上村哲三君
委員 鈴木田幸一君
委員 田方芳信君
委員 野崎伸也君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員(議)員外出席者

農林水産部長 沖田良三君
農林水産部次長 福田新士君
鏡農林水産地域事務所長 村井幸治君
経済文化交流部長 山本哲也君
経済文化交流部次長 中勇二君
経済文化交流部次長 岩崎和也君
スポーツ振興課長 小野高信君
商工政策課長 田中孝君
観光振興課長補佐 西村一章君
理事兼国際港湾振興課長 南和治君
文化振興課長 沖田丈房君
文化振興課長補佐 山崎撰君
総務企画部
泉支所地域振興課長 中村道久君
地域振興課主幹兼観光係長 高田剛志君
部局外
水道局長 松田仁人君

○記録担当書記 中川紀子君

(午前10時00分 開会)

○委員長(村川清則君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)

○委員長(村川清則君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それではまず、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長(沖田良三君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、第5款・農林水産業費につきまして、福田次長より説明いたさせますので、御審議方、よろしく願います。

○農林水産部次長(福田新士君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 農林水産部の福田でございます。よろしく願います。

着座にて説明させていただきます。

○委員長(村川清則君) はい、どうぞ。

○農林水産部次長(福田新士君) 議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定を含む人件費補正が行われておりますので、予算書の説明に入ります前に、給与改定の内容につきまして説明をさせていただきます。

給与改定につきましては、本市におきまして3年連続の引き上げの実施となっております。今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず、給料表につきましては水準を平均0.10%引き上げるものでございます。

これは、若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は全会計で270名となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.45月から4.50月へと0.05月引き上げるものでございます。

その他、給与改定以外の補正の増減の要因といたしましては、人事異動に伴う職員数の変動、退職者や育児休業者、市町村職員共済組合などの負担金の率改定の影響によるものでございます。

それでは、予算書の13ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費で補正額6434万4000円を計上し、補正後の金額を42億6507万7000円とするものです。

次に、22ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目1・農業委員会費でございますが、補正額430万7000円を計上し、補正後の金額を9637万2000円とするものです。

説明欄の職員7人分の補正として326万2000円の増額となっており、給与改定による影響のほか、人事異動等に伴う手当などが増額の要因となっております。

また、農業委員会事務事業で補正額104万5000円を計上しております。

本事業は、現行の農家台帳システムが今年度末でサポートを終了しますことから、新たに国が提供しております新農家台帳システムへ農家台帳情報を移行するためのデータ変換や突合ファイル作成機能の構築に要します経費を補正するものでございます。

今年度中に新システムへの移行を完了し、令和2年度当初からの本格運用に向けまして作業を進める予定としております。システム移行業務委託として、委託料104万5000円を予定しております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目2・農業総務費でございますが、職員54人分の補正として3387万円の増額となっております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目6・農事研修センター費でございますが、職員3人分の補正として8万2000円の増額となっております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目8・農地費で、補正額843万3000円を計上し、補正後の金額を11億4742万7000円とするものです。

説明欄の職員12人分の補正として494万2000円の減額となっております。

また、市内一円土地改良整備事業で補正額1337万5000円を計上しております。

本事業は、八代平野北部土地改良区が実施する団体営事業の事業採択に伴い、八代市農業農村整備事業負担割合基準に基づき、事業に係る市の負担割合を実施主体に対して補助するものでございます。

実施主体は八代平野北部土地改良区で、対象事業は球磨川右岸の用水路改修工事と非常用発電機整備の2事業が予定されております。

球磨川右岸の鏡町、千丁町、海士江町、高島町及び郡築の地内に、合わせまして延長1200メートルほどの用水路改修工事と、その実施

設計に要します事業費5038万円に対しまして、市の負担割合13%に相当します補助金655万円、また、大砥排水機場の非常用発電機整備に要します事業費5250万円に対しまして、市の負担割合13%に相当します補助金682万5000円を予定しております。

なお、特定財源としまして市債1190万円を予定しております。

また、本事業につきましては、八代平野北部土地改良区におきまして適正な工期が確保できず、予算の繰り越しを予定されていることから、本市の補助金につきましても全額繰越明許費をあわせて設定予定としております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目11・農業研修施設管理費で、補正額127万9000円を計上し、補正後の金額を1571万円とするものです。

本事業は、鏡さわやか農園管理運営事業としまして、補正額127万9000円を計上しております。

本事業は、鏡さわやか農園の土地所有者から土地の返還の申し出がありましたことから、本年12月末をもちまして当農園を廃止し、令和2年3月末までに原状への回復を行い、土地所有者へ土地を返還するものでございます。

農園施設撤去及び整地工事に係る経費として、工事請負費127万9000円を予定しております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目12・地籍調査費で補正額632万8000円を計上し、補正後の金額を2億5542万4000円とするものです。

説明欄の職員18人分の補正として149万2000円の減額となっております。

また、地籍調査事業で補正額782万円を計上しております。

これは、地籍調査事業におきまして、機材単価の上昇に伴う測量業務委託の不足分を補正

するもので、委託料782万円を予定しております。

なお、特定財源としまして、事業費の4分の3に当たります県支出金586万5000円を予定しております。

次に、款5・農林水産業費、項2・林業費、目1・林業総務費でございますが、職員10人分の補正として1488万1000円の増額となっております。

次に、款5・農林水産業費、項2・林業費、目4・林道施設改良費でございますが、職員2人分の補正として108万円の減額となっております。

次に、款5・農林水産業費、項3・水産業費、目1・水産業総務費でございますが、職員4人分の補正として375万6000円の減額となっております。

以上で、一般会計補正予算・第8号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（村川清則君） 説明が終わりました。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 22ページ、今説明があった款の農林水産業費の中で、目の11・農業研修施設の管理費、備考の中で鏡さわやか農園管理運営事業ということで、今、福田次長から説明があったわけですけども、これは旧鏡町のときからのさわやか農園で、当初、この施設はいつごろできたんですか。

○鏡農林水産地域事務所長（村井幸治君） 鏡農林水産地域事務所の村井でございます。

当初、農業者以外の人たちを対象に鏡町時代に平成4年10月に開設されたものでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 途中、所有者の方々、これいつごろから、市に対して処分をしてくれ

という、そのお願いというのはいつごろからあったんですか。

○鏡農林水産地域事務所長（村井幸治君） 31年度の3月に土地の返還をしていただきたいということで、地権者よりお願いがございました。

○委員（山本幸廣君） あとの継続というのは、もうこれは別な施設をつるとかそういうことは考えてないんですか、執行部としては。

○鏡農林水産地域事務所長（村井幸治君） 八代市には千丁と鏡のほうに2カ所ございまして、千丁のほうが若干あいてるような、何区画かあいてるような状況がございまして、新たに鏡のほうでつくるということでなくて、その後、千丁のほうに幹旋をしたいと考えております。

その後の利用状況を勘案しまして、またその後考えていきたいと考えております。

○委員（山本幸廣君） 利用条件を見ながら、鏡さわやかですので、やっぱ鏡地域というところにやっぱ建設という考えは持つとるところで理解してよろしいんですかね。

○鏡農林水産地域事務所長（村井幸治君） はい、そういうふうを考えております。

○委員（山本幸廣君） そこですすね、鏡の地域の方々が来たときには、この場所以外のところ、このさわやか農園というのをつくってくれるはずだろうというような御意見を聞いた経緯があるもんですから、確認のために今その質問をしておるという状況ですので、そこあたりははっきりしていただいて、今のところ答弁では千丁に合同で利用させていただきたいという、もうそういう方向に進んどるということで御理解してよろしいですか。

○鏡農林水産地域事務所長（村井幸治君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） わかりました。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） それでは、なければ、以上で第5款・農林水産業費についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時14分 小会）

（午前10時16分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部長（山本哲也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部部長の山本です。

経済企業委員会に付託されました議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、経済文化交流部関係部分について、次長の中より御説明いたします。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、着席の上、説明させていただきます。よろしく願います。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） 今回、事業費とあわせて人件費の補正もお願いいたしますが、給与改定の内容等につきましては、先ほど農林水産部のほうから説明があっていると存じますので、ここでは割愛させていただきます。

それでは、補正予算書第8号の24ページを

お願いいたします。

款6・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費では、職員47人分の補正として3373万7000円を増額し、補正後の額が3億6529万2000円となっております。

主な要因といたしましては、給与改定による増額や人事異動による職員の増員に伴う増額、また、育児休業者2名の不用額分の減額によるものでございます。

次に、30ページをお願いします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費でございます。職員5人分の補正として1586万2000円を減額し、補正後の額が1億309万8000円となっております。

主な要因といたしましては、給与改定に伴う増額及び人事異動による人員減に伴う減額等によるものでございます。

1つ飛ばしまして、目6・文化財保護費でございます。職員11人分の補正として412万9000円を減額し、補正後の額が6億9787万2000円となっております。

主な要因といたしましては、給与改定及び人事異動等によるものでございます。

次に、その下でございます。款9・教育費、項8・社会体育費、目1・社会体育総務費でございます。職員14人分の補正として1513万3000円を増額し、補正後の額が1億2849万2000円となっております。

主な要因としましては、給与改定及び人事異動による人員増等によるものでございます。

次のページをお願いします。

目2・社会体育事業費でございます。2818万円を追加し、補正後の額が2億2655万1000円となっております。財源としましては、全額まちづくり交流基金を充てたいと考えております。

内容としましては、東京2020オリンピック聖火リレー開催事業といたしまして、来年5

月6日に実施予定の東京2020オリンピック聖火リレーの市内の区間における円滑な実施に向けて、聖火リレーの運営及び当日最終区間としてのセレモニーの運営等に要する経費として熊本県実行委員会への負担金2735万2000円が主なものでございまして、そのほかに歓迎機運醸成や交通規制等の周知等に関する経費82万8000円を計上しているところです。

次に、目3・社会体育施設費でございます。職員3人分の補正として11万円を増額し、補正後の額が2億776万9000円となっております。

主な要因といたしましては、給与改定及び人事異動等によるものでございます。

以上、経済文化交流部関係の補正予算について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（村川清則君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ、東京2020オリンピック聖火リレーの件ですけれども、八代市の負担金ですよ、2735万2000円という話が出ましたけれども、この負担はどのような算出方法なのか、そこを教えてください。

それと、まちづくり交流基金を充ててこの事業をやられるということなんですけれども、この基金の残額、教えてもらってよろしいですか。

○スポーツ振興課長（小野高信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課、小野でございます。

今、委員御質問のですね、経費の内訳としまして、先ほど説明ありましたようにリレーの運営、それと当日の最終区間が八代市ということで、セレブレーション、セレモニーのほうを実施いたしますので、その経費というのを計上し

ております。

まず、聖火リレーの運営につきましてですけれども、総額のほうが2947万6000円、こちらのほうが県と市のほうで見込んだ実質の負担ということで、八代市の負担につきましては1473万8000円。

それと、セレモニーの経費といたしまして、総額が2522万8000円、これの2分の1負担ということで1261万4000円という形での計上という形にしております。

どっちのほうにも2分の1ずつの県と市の負担ということになっております。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） まちづくり交流基金を財源として充てるんですけども、その残額ということなんですけど、濟いませぬ、きょうそこまでちょっと調べてきておりませぬ、大変申しわけないんですけども。

○委員（野崎伸也君） わかりました。まちづくり交流基金についてはですね、いろいろと使いやすいというか、いろんなところで使われてますんで、非常にいい基金だろうなというふうには思うんですけど、その残額を非常に心配してたもんですから、後ほどまた教えていただければと思います。（経済文化交流部次長中勇二君「はい」と呼ぶ）

あと、内訳についても聞きました。2分の1ずつということだったんですけども、リレー運営についてはですよ、ほかの市町村もあると思うんですよ。これも同じ負担割合、2分の1でよかったですか。ほかのとも一緒ですか。

○スポーツ振興課長（小野高信君） 負担割合につきましては、実施自治体ともに2分の1負担、県のほうが2分の1負担ということになっております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第94号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時25分 小会）

（午前10時28分 本会）

◎議案第97号・令和元年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

次に、議案第97号・令和元年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○水道局長（松田仁人君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道局の松田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にて説明させていただきたいと思います。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○水道局長（松田仁人君） 議案第97号・令和元年度八代市簡易水道事業特別会計補正予算・第1号について御説明します。

別冊になっております予算書の1ページをお願いします。

今回の補正予算は、債務負担行為の設定でございます。第1条に定めます事項は、令和2年4月1日から執行すべき業務でございまして、年度開始前に入札等の契約事務を行うため、債務負担を設定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

今回設定する債務負担行為の事項は簡易水道事業水質検査業務委託で、毎年入札で請負業者の選定、契約を行っております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長（村川清則君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済いません、その事業者さんはどこって決まっとつとですかね。何か不明の……。

○水道局長（松田仁人君） 業者さんにつきましては、3月に入札で決まる予定になっております。

○委員（野崎伸也君） それは毎年だろうと思うとすけれども、何社ぐらい来られるんですか、その入札に。

○水道局長（松田仁人君） 業者選定につきましては、一応契約検査課のほうで選定をいたしますが、基本的には10社ほどでされると思えます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより採決いたします。

議案第97号・令和元年度八代市簡易水道事

業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(村川清則君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号・令和元年度八代市水道事業会計補正予算・第1号

○委員長(村川清則君) 次に、議案第100号・令和元年度八代市水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○水道局長(松田仁人君) 引き続きまして、よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長(村川清則君) どうぞ。

○水道局長(松田仁人君) 議案第100号・令和元年度八代市水道事業会計補正予算・第1号について御説明いたします。

別冊になっております予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、債務負担行為の設定でございます。先ほど簡易水道事業特別会計補正予算でも御説明した内容と同じでございます。令和2年4月1日から執行すべき業務で、年度開始前に入札等の事務を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

5ページの債務負担行為に関する調書をお願いします。

今回設定する債務負担行為の事項は水道事業水質検査業務委託で、毎年入札で請負業者の選定、契約を行っております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○委員長(村川清則君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) なければ、これより採決いたします。

議案第100号・令和元年度八代市水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(村川清則君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

(午前10時33分 小会)

(午前10時34分 本会)

◎議案第104号・指定管理者の指定について(やつしろハーモニーホール)

◎議案第105号・指定管理者の指定について(八代市働く婦人の家)

◎議案第106号・指定管理者の指定について(八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアム)

◎議案第107号・指定管理者の指定について(八代市日奈久観光交流施設)

◎議案第108号・指定管理者の指定について(五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設)

○委員長(村川清則君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

なお、議案第104号・やつしろハーモニーホールに係る指定管理者の指定について、議案第105号・八代市働く婦人の家に係る指定管理者の指定について、議案第106号・八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアムに係る指定管理者の指定について、議案第107号・八代市日奈久観光交流施

設に係る指定管理者の指定について及び議案第108号・五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設に係る指定管理者の指定について、以上の5件については関連がありますので一括議題とし、説明を求め、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本5件について一括して説明を求めます。

○経済文化交流部長（山本哲也君） 経済企業委員会に付託されました議案第104号から第108号までの指定管理者の指定につきまして、次長の岩崎のほうから御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部次長の岩崎です。どうぞよろしくお願ひします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきたいと思います。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） それでは、指定管理者の指定について説明させていただきます。

資料ですが、12月の定例議会の議案書のほかに、別途配布させていただいております指定管理者の指定についてというA4のホチキスどめの資料、こちらをあわせて説明させていただきます。

それではまず、議案書の3ページをお開きください。

議案第104号から第108号まで、当部が所管いたします施設のうち、5件11施設の指定管理者の指定につきまして議決をお願いするものでございます。

提案理由は、いずれの議案も本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2、第6項の規定により

まして議会の議決を経る必要があるためです。

まず、議案第104号です。施設名はやつしろハーモニーホール、指定管理者となる団体は一般社団法人八代弘済会、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

次のページをお願いいたします。

議案第105号です。施設名は八代市働く婦人の家、指定管理者となる団体は一般社団法人八代弘済会、指定の期間は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間です。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第106号です。施設名は八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアムの2施設で、指定管理者となる団体は株式会社肥後畳表中央市場、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

続きまして、6ページをお願いいたします。

議案第107号です。施設名は八代市日奈久観光交流施設で、指定管理者となる団体は九州綜合サービス株式会社、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第108号です。施設名は五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設の6施設で、指定管理者となる団体は一般社団法人五家荘地域プロジェクト、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

それでは、詳細につきまして、別紙でお配りしております資料にて御説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきます。

1ページ、議案第104号のやつしろハーモニーホール指定管理者候補者の選定結果について

てです。

施設の概要は、記載のとおりです。

指定の期間は、5年間です。

委託料は、5年間合計で1億1900万円となっております。

候補者の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次ページの指定の経緯ですが、令和元年9月26日に公募で募集を開始いたしまして、10月31日に選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションや事業者へのヒアリングなどを行い、11月11日に指定管理者候補者が決定したところです。

5の応募状況につきましては、説明会への参加が4団体、応募件数は3団体でございました。

今後の日程ですが、本議会にて指定と債務負担行為予算の議決を受けた後、速やかに指定通知及び指定の告示を行い、4月までに協定の締結を終え、4月1日から指定管理の運営開始を予定しております。

選定委員会の委員につきましては、記載のとおりです。委員9名のうち、5名が外部委員となっております。

選定結果につきましては、後ほどまとめて御説明させていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

議案第105号の八代市働く婦人の家です。

施設の概要は、記載のとおりでございます。

指定の期間は、前は5年間でしたが、今回の期間は4年間としております。

その理由としましては、今年度指定管理者を更新していますサンライフ八代と今回の婦人の家とは運用機能が類似しており、利用者の利便性や施設運用、管理の効率化などについて、ファシリティーマネジメントの観点から検証を行う必要があると判断いたしましたことから、サンライフ八代の指定管理期間の終了年に時期

を合わせるため、期間を4年間としております。

委託料は、4年間で合計6580万4000円となっております。

候補者の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページの指定の経緯ですが、先ほどのやつしろハーモニーホールと同様となっております。

5の応募状況につきましては、説明会への参加が2団体、応募件数も2団体でございました。

今後の日程につきましては、先ほどやつしろハーモニーホールと同様となっております。

選定委員会につきましては、記載のとおりでございまして、委員9名のうち、5名が外部委員となっております。

選定結果につきましては、後ほどまとめて御説明させていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第106号の八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアムの2施設です。

施設の概要は、記載のとおりです。

指定の期間は、5年間です。

この施設は、指定管理者が市に納付金を納付する施設となっており、その額は5年間で合計1530万円となっております。

候補者の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページの指定の経緯ですが、令和元年9月26日に公募で募集を開始いたしまして、10月31日に選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーションや事業者へのヒアリングなどを行い、11月6日に指定管理者候補者が決定したところです。

5の応募状況につきましては、説明会への参加団体が1団体、応募件数も1団体でございま

した。

今後の日程ですが、議会にて指定の議決を受けた後、速やかに指定通知書及び指定の告示を行います。その後、来年の3月の定例議会において歳入予算案を提案し、議決をお願いいたしまして、4月までに協定の締結を終え、4月1日から指定管理者の運営開始を予定しております。

選定委員会につきましては、記載のとおりでございます。委員9名のうち、5名が外部委員となっております。

選定結果につきましては、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第107号の八代市日奈久観光交流施設です。

施設の概要は、記載のとおりです。

指定の期間は、5年間となっております。

委託料は、5年間の合計で4200万円となっております。

候補者の概要につきましては、記載のとおりです。

次のページの指定の経緯は、八代市広域交流地域振興施設と同様となっております。

5の応募状況につきましては、説明会への参加が3団体、応募件数は1団体でございました。

今後の日程は、やつしろハーモニーホールと同様でございます。

選定委員会につきましては、記載のとおりで、委員9名のうち、5名が外部委員となっております。

選定結果につきましては、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第108号の五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設です。

施設の概要は、記載のとおりです。

指定の期間は、5年間です。

委託料は、5年間の合計で6698万円となっております。

候補者の概要につきましては、記載のとおりです。

次のページの指定の経緯につきましては、八代市広域交流地域振興施設などと同様です。

5の応募状況につきましては、説明会への参加団体が1団体、応募件数も1団体でございました。

今後の日程は、やつしろハーモニーホールと同様となっております。

選定委員会につきましては、記載のとおりで、委員10名のうち、5名が外部委員となっております。

選定結果につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、選定結果について御説明いたします。

資料11ページをお願いいたします。

審査結果につきましては、施設ごとに取りまとめさせていただきます。

5つの選定項目のうち、ナンバー1につきましては適否を判断し、ナンバー2から5の4項目につきましては点数化して、総得点合計200点満点で評価しております。

まず、やつしろハーモニーホールの候補者ですが、ナンバー1につきましては適しているとの判定で、①総得点合計が156点となっており、これに市内業者の優遇措置点の10点を加えて、総計が166点となっております。

次に、12ページの八代市働く婦人の家の候補者ですが、ナンバー1につきましては適しているとの判定で、①総得点合計が157.5点となっており、これに市内業者の優遇措置点の10点、優秀事業者の優遇措置点10点を加えて、総計が177.5点となっております。

す。

次に、13ページをお願いいたします。

八代市広域交流地域振興施設及び八代市松中信彦スポーツミュージアムの候補者ですが、ナンバー1につきましては適しているとの判定で、総得点合計が149.3点となっており、これに優秀事業者の優遇措置点の10点を加えて、総計が159.3点となっております。

次に、日奈久観光交流施設の候補者ですが、ナンバー1につきましては適しているとの判定で、総得点合計が165.9点となっております。これに優秀事業者の優遇措置点20点を加えて、総計が185.9点となっております。

最後に、五家荘平家の里ほか5施設の八代市五家荘観光施設の候補者についてですが、ナンバー1につきましては適しているとの判定で、総得点合計が143.8点でございます、総計も同じ点数でございます。

候補者選定の基準が総得点合計の200点満点の6割以上の120点以上となっておりますので、5件の候補者いずれも基準を満たしているところです。

なお、議決を受けた場合には、年度内に協定締結の手続を行いますことから、納付金施設以外の施設につきましては債務負担行為の設定が必要となりますので、別途、一般会計補正予算・第8号にて、それぞれの年数、限度額に応じた債務負担の設定をお願いしているところでございます。

説明については以上です。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村川清則君） 説明が終わりました。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） まず、ハーモニーホールのほうですけれども、来館者とか利用頻度とかってというのは、これまでの期間どういった状況にあるのかちょっと教えてほしいです。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） やつしろハーモニーの利用者の推移につきましては平成26年からの数字を出してございまして、平成26年の数字が25万6024人、それから直近の数字で平成30年度の数字が25万3530人で、比率から申し上げますと99%ということで、ほぼ横ばいの状態でございます。

○委員（野崎伸也君） 濟いません、集計表のほうで、ハーモニーホールのやつなんですけど、Bのところ、B社さんのほうですね。このモニタリング評価ですよ、ところで10点ってなってるんですよ。

ということはB評価なんだろうなというふうに思うんですけども、そのB評価に至った経緯というのは何ですか。

○商工政策課長（田中 孝君） モニタリング評価のBの経緯でございますが、理由といたしましては、現在、館の利用状況に応じて人員を適切に配置されてるとか、あと近隣住民からのお尋ね、お問い合わせに対して丁寧に対応されているとか、あと地域団体との連携を図り、ロビーライブややつしろマルシェなど、多くの共催事業も開催されているなど、市が関係するその他の催事、いわゆるイベント等にも協力をさせていただいたという点が大きくございます。

そのほか、ホームページや掲載物を利用し、積極的な利用促進に取り組み、苦情処理等も適切に行われている。さらに施設修繕等を行いながら光熱水費等経費削減を着実にやっているとか、そういう点を評価したところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） そのAにならない理由は何なんでしょうか。今すごいBの評価っていうのはこういうことがあって、Bの評価してるんですという話だったんですけども、じゃあそれはAにならない理由というのは何なんでしょうか。何が悪いんですか。

○商工政策課長（田中 孝君） 点数化しております中ですね、評価のレベルが0から5までの6段階ございます。

今回、Bっていうのは点数化する中で80%、いわゆる8割というところを基準でございまして、Aっていうのが100%、当初の計画を大幅に上回りすぐれた管理運営がなされているというところではなかった、計画をすぐれたという言葉がなく、大幅という言葉がなく、上回った管理運営がなされているというところではB判定、8割程度の判定をしているところではございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

でですね、別紙3のほうですよ、今度は、見ていただいて、日奈久観光交流施設のところの優遇措置、ここ20点になってるんですよ。

私、思うんですけど、この今さっき言ったハーモニーホールのB社さんとこれは同じ会社なんだろうと思うんですが、ここが20点になってるという理由は何ですか。A評価。

○商工政策課長（田中 孝君） 申しわけありません。やつしろハーモニーホールとですね、この日奈久の施設の指定管理者の方は違います。（委員野崎伸也君「ああ、ごめんなさい」と呼ぶ）

濟いませぬ委員さん、そこだけ1点、まず最初にうちのほうからお答えさせていただければと。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ、それは。

じゃあ、さっきの別紙3のところの20点というところ、ここだけちょっとほかのところとは全然違う配点が出てるんで、そこをちょっと説明お願いしたいと思います。

○観光振興課長補佐（西村一章君） 評価が20点に至った理由ということでお答えさせていただきます。

まずもって、先ほどの田中課長の部分とかぶ

ってしまうところがあるかと思いますが、いわゆる指定管理者が行う地元との連携の状況等が非常によくいってるところ、それとあと観光施設、観光案内業務もあわせて行っておられる、依頼している関係から、その案内業務のほうもきちんと対応をされており、利用者からの評価も非常に高いという点、それと利用者側、最近ふえておりますインバウンド等の対応に関しても、その対応に関して問題がないというところでA評価というふうにさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

その下に、今度、五家荘も観光施設があつてですけども、そこが0点なんですよ。何で0点なんですかね。地元の方でしょ、多分。普通は10点まず入るべきだろうと思うんですけど、何で0点なんですか。

○地域振興課主幹兼観光係長（高田剛志君）

失礼します。野崎委員の五家荘観光施設の優遇措置の0点につきまして御説明させていただきます。

こちらにつきましては、お手元の資料にもですね、米印の2番、下のほうに記載がありますが、こちらは市内と競合する場合についてまず合計が5%加点されるというのが1点。

それと、先ほどからお話がありましたモニタリング評価につきましては、こちらの施設、五家荘地域振興会という団体が管理しております。こちらにつきましては評価がですね、C評価という形になってます。

内容としましては、いろいろ地元と連携しながら施設を運営しているところではございますが、プラスに加点されるような項目がちょっとなかったというところで、今回C評価といったところで、加点減点なしといったところで0点という形になっております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

もういっちょ聞いてよかですか。済ませせん、交流振興施設及び松中スポーツミュージアムについてですが、こちらの来館者数って多分松中信彦のほうがわかるかと思うんですね。

来館者数の推移と、ここの施設の指定管理者のほうから多分いただいていると思う納付金の関係の、幾らぐらいのあれがもらっているのかというのでよろしいんですかね、納付金の関係はわかりますか。あれば教えてください。

○観光振興課長補佐（西村一章君） お答えいたします。

松中スポーツミュージアムの来館者数、利用者数の推移でございますが、平成28年2768名、平成29年2265名、平成30年3324名という形で推移しております。

それと、納付金の状況でございますが、前回の指定管理の折には、平成27年から令和元年までトータルで1300万ということになっております。

今回、指定管理者様のほうから御提案をいただいている案につきましては、令和2年から令和6年までで1530万ということで提案をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 大丈夫です、はい。これで終わります。

○委員（山本幸廣君） 説明があった中で、野崎委員のと少し関連するんですが、選定結果の中でですね、五家荘、これ私は五家荘問題について先般、一般質問で、谷川登委員が一般質問されたんですが、これに関連して2点ほど、ちょっとばかり確認をさせて、また、お願いをしたいという気持ちがあります。

一つはですね、指定管理が今回は久連子古代の里と五家荘草花資料館ですね。これが直営に切りかえるということ部長も答弁なされて、

その答弁の中で、直営に行くならば直営後のこの施設の活用状況、どういった活用をするのかというのが1点です。

それと、指定管理の中で、今回2つ抜けますけども、6600万のが前回は9100万円と、やっぱ二千何百万か違うんですね、数字が。金額的に、予算的に。2施設が約1000万ぐらい、指定管理の中で、前回9100万だったですからですね。

その理由で、この指定管理団体というのがなぜこの2施設を引き受けられない状況になったのか、そこら辺を少し教えてください。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） まず、1点目の直営後の方向性といえますか、どのようにやっていくのかということなんですけども、直営しまして、その後、これまでも住民の方々と十分協議しながら進めてきて、2施設を指定管理施設から外すという形にはなってきたはいるんですけども、その話の中でですね、やっぱり当然、利用者数も激減しているというところで、例えば久連子古代の里につきましてはですね、平成26年に562人であったものが現在は160人というようなことで、比率から申し上げますと28%程度に落ち込んでというような状況もございます。

地域の方々につきましては、当然観光客にたくさん来ていただくということは重要であるけれども、まずは自分たちが生活に密着した形でですね、何かその施設を利用していただけないだろうかというような御意見がたくさんありました。

そういった中で、当然現在も集会所機能も果たしております。また、加えて避難所という機能もあります。

今後十分、直営をする中で、当然利用者数もふやそうというような努力はもちろんやりますけれども、あわせまして、住民の方々と一緒にその施設の方向性、こういったものを定めてい

ければなというふうに思います。

方向性につきましては以上です。

なお、8施設を6施設に減少したと、この2施設を外したという理由につきましては、泉支所の地域振興課長のほうから説明させていただきます。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） 泉支所地域振興課長の中村です。よろしくお願いたします。

2施設を外しました理由でございますが、2施設につきましては二十数年にわたり五家荘地域観光施設として役割を果たしてきました。

近年、観光のニーズの変化に伴い、利用者が減少しております。

今日に至るまで2施設の方向性について地元の代表者の方々と協議を進めてまいりました。その結果、利用者や売上げの動向、施設の状況及び観光施設あり方検討会の意見を考慮し、検討したところ、来年度からの対象施設から外すべきであるとの結論に至りました。

なお、参考までに、観光施設あり方検討会の意見としましては、久連子古代の里が移譲、草花資料館が管理形態の見直しとなっております。

今後の両施設の管理につきましては、当面、市で直接管理することとしておりますが、避難所として指定されている施設もありますので、地元住民や観光関係者の方々と利活用方法について検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） すきっとしないというのが私の考えなんです。

なぜかといいますと、この古代の里というのはもう歴史があるのは誰でも御存じですよ。ネットですずっと出したんですけども、壇ノ浦の戦いで敗れた平家の方々の子孫が隠れておられて、それはやっぱしこういう古代の里の中です。やっぱそれは劇場をつくりながらです

ね、一生懸命、先人、先輩がつくってこられた観光一大の施設であるということ、これはもう副委員長の谷川委員がもう地元でですね、もう言っておられるわけですけども、私たちもたまに行くわけですけども、これはですね、残さないかんなど、これが私の一つの考えで、もう谷川委員が一番のですね、先駆者ですけども、これは絶対直営だろうがですね、今の地元の方々もですけども、八代市民のですね、これは本当の財産なんですよ。八代市の財産ですよ。

それをいかにPRをしていくかというのが、直営になったから消滅するだろうという、こういう心配はすごいあるわけですよ。

だからこそ、重ねてこういう意見を述べるわけですけども、ぜひともですね、再建できるような方向の直営というのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、次長。心意気を示してください。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） 非常に出资日期としても非常にありがたいお言葉でありますけど、現在のファシリティーマネジメントという考え方をもとに公共施設の見直しをやるうという動きの中で、非常に我々としてもそういった方向もありかなと思いますけれども、要は住民の方々と十分議論を交わしながら、住民にとって何が一番いいのか、そういった最善策を模索しながら方向性を定めていければなというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） もう一つ角度を変えて言えば、あそこには財産区があると思うんですよ。椎原でも久連子でもですね。

財産区のやっぱその管理の問題と処分の問題とも含めて、これから地元の方々の意見というのをしっかり捉えていただきたい、これが私の考えなんですけども、そこらあたりの考えはどうなんですか。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） 久連子の今回観光施設、久連子古代の里にしる、五家

荘草花資料館にしましても、もともと地元の雇用の創出だとか地域の活性化、こういったものを目的につくっております。

そういった観点から、今回観光施設という形でお話をしておりますが、当然この地域全体の地域づくりの一環として我々も捉えていく必要があろうかと思っておりますので、当然財産区とか、いろんな地域に必要な要素とかがございますので、そういったものを総合的にですね、考えた上で、施設のあり方、こういったものを検討していく必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） あと意見でよろしいです。

○委員（谷川 登君） 今、本当に山本委員から我がふるさとの久連子の古代の里並びに草花資料館に対してですね、本当にうれしい御意見をいただき、ありがとうございました。

ただ、地元の議員としてですね、本当にこの件につきましてはですね、十分、直営になってですね、一般質問でしましたけれども、地域住民の方々と話し合いながら、やはり先ほど執行部の説明がありましたように避難所という例もございます。

高齢化に伴ってですね、非常に厳しい状況ではございますが、ぜひこの2施設についてはですね、直営になって精いっぱい努力していただきたいと、要望でございます。

以上です。

○委員長（村川清則君） 意見として。

○委員（谷川 登君） はい。

○委員長（村川清則君） ほかに質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 再度、部長も国から来ておられますから、この問題はですね、県全体、国の全体にかかわる問題だと思うんですよ。

なぜかという角度を変えて言えば、集落がなくなるだろうという。なぜかという、傾斜地、大規模災害が多いこの時期に日本がなったときに、国も県も方向性は集落をなくすだろうというようなですね、そういうふうな、なくすだろうじゃないんですけども、傾斜地に移転をお願いすると。これが今、県の事業でどんどんどんどん進めていきよるんですよ。

何か費用対効果はないというような考え方で県は持っておりますから、これについては私は誤りだと思うんですよ。

やっぱふるさとの集落をなくすような、そういう施策を持ってること自体がおかしいと私は思います。

これはしっかりしたですね、もう県のレベルの県の議員に私はこれ厳しくやったんですけども、それは1戸当たりの移転移動で何百万やるけんなおってくださいとか、もう単刀直入で県の職員が言ったということですから。県の方々がですよ。

そういうことでありますので、よろしければ市のそこらあたりもよく把握しながら、集落を残すためにはですね、傾斜地についてもやはり対策工事をしていただく、その方向で集落を残すという、そういう一つの流れをつくっていただきたい。

これは私も今興奮しとるんですけども、本当つらい一つですね、これはもう人吉、球磨まではずっとですよ。そういうところの傾斜地が急傾斜地のところの移転を物すごく推進をしておる状況でありますから、もしかしたら五家荘がなくなるかもしれない、将来ですよ。

そういうふうにならないためにもですね、や

はり防災対策としては近隣の中では工事を進め
ていただきたいという、これは強い意見ですの
で、特にこちらの山本部長には国から来ておら
れますけんだから、県の考え方に八代市がどう
対処していくかということをごすね、強く求め
て、考えていただきたい、そういうことであり
ますので、よろしくお願いと、これは意見で
す。

○委員長（村川清則君） ほかにございませ
んか。

○委員（野崎伸也君） 今回、ハーモニーホ
ールの件についてですけれども、指定管理者が
変わられますよね。ということで、若干です
ね、心配があるんですよ。

今回管理される場所の団体が同じような施
設の管理をしてこられた経緯、実績があるの
かどうかちょっとわからないんですけども、非
常に最近のハーモニーホールのこの施設運営
というのは、私が聞く中では非常に評価がよ
かったもんですから、さらにいい施設とす
ね、なって、管理していただきたいなと思
いがありましたので、ちょっと若干の心配はあ
る。かわるということ。

そこは密接にやっぱり市役所のほうと連携
とりながらですね、市民の皆さんの評価も
聞きながら適切に対応のほうをお願いを
したいというふうに思いますんで、よろしく
お願いたします。

○委員長（村川清則君） ほかにありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これよ
り採決いたします。

まず、議案第104号・やつしろハーモニー
ホールに係る指定管理者の指定については、
可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本

件は可決されました。

次に、議案第105号・八代市働く婦人の家
に係る指定管理者の指定については、可決す
るに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本
件は可決されました。

次に、議案第106号・八代市広域交流地域
振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージア
ムに係る指定管理者の指定については、可決
するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本
件は可決されました。

次に、議案第107号・八代市日奈久観光交
流施設に係る指定管理者の指定については、
可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本
件は可決されました。

次に、議案第108号・五家荘平家の里、緒
方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家
荘自然塾、梅の木轟公園管理施設に係る指
定管理者の指定については、可決するに賛
成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本
件は可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時15分 小会）

（午前11時19分 本会）

◎議案第127号・八代市簡易水道事業の設置
等に関する条例の制定について

○委員長（村川清則君） それでは、本会に
戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第127号・八代市簡易水道事業

の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（松田仁人君） 水道局の松田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○水道局長（松田仁人君） まず、条例に入ります前に、お配りしております資料に基づいて簡単に簡易水道事業の現状と地方公営企業法、以下、法といいます、説明させていただきます。

まず、資料1でございます。この一枚紙になります。きょうお配りしてましたものです。

水道法による水道事業につきましては、5001人以上を給水人口とする上水道、それから、101人以上から5000人以下を給水人口とする簡易水道事業があります。

まず、資料の2項目めです。本市の水道事業には、旧八代市を給水区域とした上水道事業、千丁町、鏡町など旧八代郡部を給水区域とした八代生活環境事務組合の上水道事業、主に坂本町、東陽町、泉町の中山間部を中心とした簡易水道事業がございます。

現在、ほとんどの簡易水道事業は、人口減少、節水型社会への移行などもありまして、費用に見合う料金設定がなされていないなど、使用料収入が十分ではなく、本来使用料収入で賄うべき経費を一般会計からの繰入金で補填しております。

本市の簡易水道事業におきましても、本年10月使用分より使用料を10%改定しておりますが、それでもなお厳しい財政状況にあります。

そこで、水道経営の健全化に向けた取り組みとして、事業の計画性や透明性の確保、経理内容の明確化のために、国においても企業会計導入について集中取り組み期間を設定し、全国的

に企業会計への移行、いわゆる法の適用化が進められているところでございます。

また、法の適用をする場合には、財務規定及び組織、職員の身分の取り扱いを適用する全部適用と財務規定のみを適用する一部適用がございます。

資料の3項目めですが、本市の上水道事業は昭和41年より全部適用へ移行しており、下水道事業は平成27年より財務規定のみの一部適用へ移行しているところです。

資料の裏面をごらんください。

4項目めになりますが、現在公営企業を取り巻く状況は、人口減少等による料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大など、多くの課題を抱えており、今後は将来を見据えた経営基盤の強化が必要となります。

そこで、法を適用するということで損益計算書や貸借対照表など、財務諸表の作成が可能となり、経営状況の把握や経営分析を通して適切な料金設定や資産管理など、今後の経営効率化につなげるものでございます。

資料5ですが、法の財務適用を適用することで、会計処理が現金の収入及び支出の動きだけを見る官公庁会計から、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき整理する企業会計になります。

また、予算及び決算につきましても、企業の利益を増減させる取引の損益取引と資本を直接変動させる資本取引の2本立ての予算となります。

以上、法の適用意義や企業会計について御説明しましたが、今回、法を一部適用するに当たって、新たな条例の制定が必要となりましたので本条例を提出するものでございます。

それでは、条例について説明をさせていただきます。

58ページをお願いいたします。

八代市簡易水道事業の設置等に関する条例に

つきましては、法とその施行令によりまして条文を制定するものでございますが、全部で9条の構成となっております。

主なものを説明いたしますと、まず第1条でその趣旨をうたっております、簡易水道事業とは水道法上の簡易水道をその範囲とし、本市におきましては、認可上では二見洲口町町内に1カ所、坂本町内に2カ所、東陽町内に2カ所、泉町内に1カ所を対象としております。

次に、第3条ですが、先ほど御説明しました法の適用範囲について述べておまして、財務規程のみの一部適用を予定しております。

次に、第7条ですが、会計事務についてうたっております、会計管理者にその事務を委任する項目でございます。

内容につきましては、八代市会計管理者の補助組織設置規則第2条における会計課の事務分掌を参考に会計管理者と協議の上、公金の出納及び保管に関する事務、小切手の振り出しに関する事務、有価証券の出納及び保管に関する事務、支出負担行為の確認に関する事務等をうたっております。

あと、最後の第9条で、業務状況の説明書類の作成時期及びその内容についてでございますが、法第40条の2の第1項の規定で、毎事業年度少なくとも2回以上、当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならないとされております。

作成は、年2回。作成時期についても一般会計等の財政状況の公表時期と一致させることが望ましいことから、八代市財政事情の公表に関する条例と同一になるよう規定しております。

最後に附則で述べておりますが、今現在、簡易水道事業は八代市特別会計条例の第4号に規定されておりますので、この条項から削除される形となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よ

ろしく願います。

○委員長（村川清則君） 説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより採決いたします。

議案第127号・八代市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号・八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長（村川清則君） 次に、議案第128号・八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局長（松田仁人君） 引き続きお世話になります。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○水道局長（松田仁人君） 議案書の61ページをお願いいたします。

それでは、議案第128号・八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明します。

改正の理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、第243条の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責でございますが、新設されまして、これまでの243条の2、職員の賠償責任が第243条の2の2に繰り下げとなったため、本条例の第5条を改正

するものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方、よろしく申し上げます。

○委員長（村川清則君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより採決いたします。

議案第128号・八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎発議案第11号・やっしろ産トマト消費拡大推進条例の制定について

○委員長（村川清則君） 次に、当委員会に付託となっております継続審査の発議案第11号・やっしろ産トマト消費拡大推進条例の制定についてを議題とします。

前回の管内視察の内容等も含めて、本件に対する御意見等はございませんか。

○委員（野崎伸也君） もう意見じゃないんですけども、前回の経済企業委員会、前期ですね。これが提案されたときに審査された経済企業委員会の中で、この条例について、案について何か不備が、文書統計課のほうからそういったね、不備があるよというような御指摘があったというようなことが議会事務局のほうから報

告がありました。

どこら辺のあたりがその不備に当たるのか、ちょっと執行部のほうにですね、文書統計課のほうに確認をしたいんですけども。どこが不備なのか。

○委員長（村川清則君） ちょっと小会します。

（午前11時30分 小会）

（午前11時53分 本会）

○委員長（村川清則君） それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後2時16分 開議）

○委員長（村川清則君） それでは、休憩前に引き続き経済企業委員会を再開いたします。

やっしろ産トマト消費拡大推進条例の制定について御意見等はございませんか。ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 午前中に引き続きなんですけど、提案者のですね、思いというような中からいけば、前期のですね、もう3カ月前の議会の中で提案されて、その時期、今のトマトの生産者の状況というのを鑑みたときに、本当にもうスピード感を持って進めていかなければならないというような思いというのをですね、感じとっておりますし、そのように生産者の方々からもですね、承ってるところもありますので、早くですね、こちらについては制定されるようなですね、取り組みっていうか、進めていくような取り組みをですね、ぜひお願いしたいと、すぐにでもですね、やってほしいなというふうに思っております。

ほかの方の御意見がですね、どうなのかというのはありますが、私としてはやっぱり提案者の方の、また生産者の方の意見をですね、思い

っていうのを尊重してですね、早目にいろいろと進めていくということをお願いしたいというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 先ほどから小会の中でもですね、いろいろと委員の方々とこの問題について議論をしたわけでありまして、その経緯というのが9月の定例会、12月の定例会、その間に委員長のもとで管内調査というのをですね、この問題に特化して管内調査を、視察をさせていただきました。

その中で、JAさん、そしてから他の出荷組合、漁業協同組合2カ所ですね。そういう中で、JAとしては他産品も取り扱いをしてるから、それも一つ含めていただければなというような御意見があったと思います。

その後、私が言った意見を当JAの執行部の方々にお願いしたのは、やはり今の日本一の産地のトマトの生産農家は大変厳しいと、価格的にも大変厳しいという状況の中で、トマトに特化した条例をということで説明をさせていただきました。

他の出荷組合におきましては、特化というか、トマト条例には賛成でありますと、ぜひとも今の状況を打破するためにもつくって、早期に制定してつくっていただきたいというような御意見を賜ったという中で管内調査をですね、しっかり委員長のもとで行い、そして今回の12月定例会での継続審査の中で今審議をしているさなかでありますけども、ぜひとも私も提案した一人でありますので、この条例についてはですね、お互いに理解をですね、市民からも理解を得るし、またいろんな方々の理解を得る中でですね、早期な条例の制定を私は今回についても可決をするようにしていただければなというふうな気持ちでいっぱいでありまして、どうか皆さん方の御理解をいただきたいと存じます。

○委員（田方芳信君） 本当、確かに山本委員

が言われるとおり、野崎委員が言われるとおり、確かにトマト売上げが低迷して、大変厳しい状況ちゅうのは十分わかりますけど、農業についてはですね、やはりトマトだけではない、やはりそれに付随するたくさんの農産物というのがまだあります。

そういった部分ちゅうのもしっかりと、条例つくるに当たってはしっかりと判断し、そして話し合いながら、そしてそういう条例をちゅうとをですね、新たにそういった部門を模索していかなければならないかなと私自身は思っております。

たくさんの農産物があります。トマトだけに固持していけばどうかなと思う点があるんですよ。

現状確かに、去年ですかね、大変厳しい状況だったと思いますけど、ことしは何とかトマト農家さんのほうも前年に比べて数段の金額が、売上げが上がってるみたいでございます。

そういった部分の流れを考えればですね、やはりいいときもあれば悪いときもある、これがやはり商売であって、そういった部分を考えればですよ、やはりほかにはたくさんの、先ほども何回と言いますが、農産物たくさんあります。そういった部門の方々とも話をして、そして新しいそういう条例をみんなで模索しながら考えるのも一つの提案ではないかと思えます。

以上です。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、田方委員からですね、今の現状を含めて、私はそれはもう既に理解をしようと思えます。しておりながらですね、今回の条例を挙げて発議をしたという。

ことしの作から見てもですね、これはもう生産者というのは生産資材の高騰が一番今の打撃なんです。それと今回は出荷量が少ないんです。それでどうにか持ちこたえてきて、高価格

を推移をしてきた中で12月にどんと落ちてきたわけですけども、その中でもやっぱり単収が上がらないというのが一番ですね、今回は、この作はですね、厳しいような状況になっていくと。

これもやっぱり今、田方委員が言われたように、これはもう重油の価格の、重機を、これはもう競走心が持つとる生産物ですからですね、来年明けたらぼっと上がるかもしれんし。

けども、今の農家のこの3年間の現状を見た中ですね、これはJAさんもよく調べとるんですよ。貸し付け関係についてもですね、厳しい貸し付け関係でやっぱり農家の生産者にしわ寄せをしとるというような状況でやっぱりだんだん離れをしたりですね。

そういう状況を鑑みながら、この日本一の産地のトマトというのは八代のトマト、これをどうやって産地を守っていくかという、もうそういう状況の中で今回は早急な条例の制定が必要じゃないかなということとで条例を提案したというような状況でありますので、もうそこあたりは田方委員もほかの委員の方々も理解しておるということと言われましたので、こちらも、私からも総合的なですね、条例というのは、これはもう私も賛成だと、そういう理解をしとりますのでですね。

○委員（田方芳信君） 確かに私たちも農家についてはいろんな部門の中で、トマト農家、それだけを見てやっていくちゅうのは、いろんな作物あります。そういったところなんかも、トマトだけに集中していけばですよ、確かにこれはいい話ではあつとですよ、山本委員が言われてるのは。大変すばらしい話でございます。

ただ、急にじゃあしなければならぬのか。確かに前は前回は大変だったから、こういう状況だから急いでせないかんというお話でもありますが、果たしてじゃあ今トマトだけに特化してしなければならぬのか。ほかの農産物は

じゃあどうなのと、そういう問題も今後は出てくるおそれもあるし、十分そこところはしっかりと見ながら、聞きながら、そして委員会の中でももみながら、そしていい案を出して、そしていい事例をつくりたい、そういったほうがいいのではないかと思うとですよ。

焦って1つにトマトに特化して、焦ってするのじゃなくて、やはりほかの農産物、いろんな部門たくさんあります。そういった部門なんかも交えながら議論して次に向かっていくのも必要ではないかと思うとですけど、私のほうはですね。

○委員長（村川清則君） ほかにございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） これは本当に山本委員の意見もそうだし、田方委員の意見も全くそうだと思います。

ただ、私が今思いながらですね、農家の方々のやる気というのもですね、今考えながら聞いておましてですね、やっぱり今イグサが非常に低迷したということで、我々八代市の議員というのはイグサに対して非常に予算が挙がってきた場合はもろ手を挙げて賛成するっていう、地域の中で、特にそれまでの伝統とか、あるいは日本一とかいうフレーズのある分については手伝ってきております。

農家の農作物はいろいろありますけれどもですね、そういった意味ではトマトなんかも日本一のトマト生産ということであるならば手伝ってもいいんじゃないかなという気持ちになってまいりまして、それならば早期に条例をつくって、そしてほかのもし、メロンもそうなんですけれども、ほかのそういった農家の方々の要望があればその次またつくっていかうという、そういう気持ちがあってもいいんかなって思い始めております。

それで、やっぱり今、せっかくの機会だからモデルとして早期につくって、農家の方々のや

る気をですね、どんどんどんどん手伝ってやるのも私たちの役目じゃないかなと思っておりませうけど。

以上です。

○委員長（村川清則君） ほかに。

○委員（上村哲三君） ここ3カ月ね、長かったというふうな感じで発議されたと言われたんですが、私としてはですね、この3カ月、1回管内調査行ってですね、いろんな周辺の話も少しずつ聞いてきた中でですね、やはりこのトマト単品にして特化したですね、条例に関しては少し違和感を覚えます。

というのは、やっぱり議会で、いかに議員発議であろうが、議会で作る条例ですから、全ての市民、農家で言えば農家生産者の全ての部類の方々にですね、不都合を起こさないようですね、しっかりした条例をつくるべきであるというような気持ちが私にはあります。

それと、ここ3カ月ですけど、皆さんいろんな事業もあって忙しかったこともあって、調査が1回しかできてなかった。

この間の調査終わって帰ってきててもね、もうちょっとほかのところも管内調査に入る必要があると感じたよねというような話も私はしたと思うんですが、そういうことも含めてですね、もう一度やはり前回は行けなかったですね、皆様方、違う部署の皆様方への調査、聞き取りというのは、生産者の聞き取りというのは重要じゃなかろうかなというのが一つです。

それと、その中でやはり条例をつくっていく中の道順としてですね、それを踏まえた上で山本委員から出されたですね、条例内の各条文の審査をすると、そしてこれもまたある程度決まったらパブリックコメントをとる、それから有識者のですね、意見も聴取する必要があるのではないかと。

いわゆるこれは法的な部分いろいろ入ってきますので、そういうところを鑑みてもう少し、

——わかります。苦しい思いを今してらっしゃるのはわかりますが、この条例をつくってから即どのような即効性があるのかというのは山本委員、野崎委員からですね、意見はあってからですね、これをつくったというだけで大分違えばいと言われるけど、そこにですね、基本的な見れる部分というのがですね、確かなものは私はまだ感じとることができません。

確かに生産者の方々においてはですね、八代市が基本条例ばつくれたばいね、トマトっていうのでですね、意気は上がるかもしれませんが、それが本当にいろんな生産者に対するですね、いろんな収入の拡大だなんだというふうにはですね、即伝わって、効果が出るのかちゅうのにはですね、私は自信は持てておりません。

だからこそですね、しっかり内容を精査して、先ほど田方委員からもありましたが、農産物をですね、もうちょっと全体的に見た形でのですね、しっかりした条例をつくる中で、市、議会、それから市民の関係者の皆様を中心に、誰を中心にじゃなくてですね、みんなが協働してですね、しっかりした支援体制をつくっていく中で実の利を出していければですね、これが短期的なものでなくて、長く続く事業展開につながっていくのかなというふうに思えばですね、もうちょっと時間も欲しいし、審議していきたいなというふうに、相入れるところがあればいいなというふうに思っているところですが、いかがでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 反論じゃないんですけども、議長、今は委員ですからね。（委員上村哲三君「委員ですよ」と呼ぶ）

なぜこの条例を発議したかというのを少し理解してくださいよ。全文の中でですよ、私はやっぱり精査しながらですね、今回は発議、条例というのをですね、やっぱり1条からずっと検討しながら自分をつくったつもりなんですよ。そこら辺りは理解してくださいよ。

単に突発的に出した条例じゃありません。それは他市をずっとですね、他市のをネットで出したり、聞いたり、そして生産者なり、事業者なり、たくさんの方と意見交換した上でですね、やはりこれが今必要なんだということの意見が多かったからですね、発議をしたと。

ひいては八代市のやっぱ発展のためにつながるんだと、税収にもつながるんだというような思いで私は発議したんですよ。そこらあたり理解してください。

○委員（上村哲三君） 山本委員にも誤解してほしくないんですが、私が理解をしてないというような気持ちで私は今発言をしております。

実際いいからですね、もうちょっとしっかり中身を精査して、煮詰めて、まだよかとはなかるうかと、八代弁で言うと、まだよかつん実効の上がこつができやせんだろうかという思いでですね、発言をしております。それは理解してください。逆に私が求めたいです。理解してください。

だから、私たちはみんなそういう気持ちでありますよ。だからこそですね、慎重になっとつとやろう。（委員山本幸廣君「わかっとつ、わかっとつ、もう」と呼ぶ）

○委員長（村川清則君） ほかにございませんか。

○委員（谷川 登君） 今、前回のですね、管内視察の中で、やはり漁業からトマト農家、出荷組合というようなことで、JAのほうもですね、行ってまいりました。

そういう中でやはりその全体を見ますと、八代トマト、これは本当に八代の目玉という位置づけになりますが、全体を見渡しますとですね、例えば農家次第ではですね、経営がよい、経営が悪いAさんBさんがおられるんですが、そういう中でお茶農家にもですね、非常に面積的には大きくやっておられる農家がおられます

が、それなりに努力しながら1人で、自分でですね、いかに高く売るかを、トマトと一緒にだと思おうとですね。

そういう中で、やはりトマトを位置づけたときに八代に農産物がどれくらいあるのか、できればですね、今後たたき台出しながら継続でいってですね、いい条例をつくっていくならなというふうな考えもあるんですが、やはり特化ちゅうことになると、やはりほかの農産物が絡みますので、一応私はその辺がちょっと今後の課題かなというふうに思います。

以上です。

○委員長（村川清則君） 採決すべきだという御意見と……。

○委員（上村哲三君） ちょっと小会してもらってよか。

○委員長（村川清則君） はい、小会します。
(午後2時34分 小会)

(午後2時36分 本会)

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

この取り扱いについて、どういう取り扱いにするのかをお願いいたします。

○委員（谷川 登君） 先ほどですね、いろいろお話の中で継続というような言葉が出まして、審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（村川清則君） 審議未了ですね。ほかに。

○委員（田方芳信君） いろいろお話出ましたけど、こういった状態で進んでいけば平行状態が続くのかと思いますので、一回審議未了でしていただき、そして新しい案をですね、今後考えてやらせていただければと思います。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（村川清則君） それでは、審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますの

で、まず審議未了についてお諮りいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本発議案については、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(村川清則君) 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本発議案を裁決いたします。

本発議案について、委員長は審議未了とすることに裁決いたします。よって、本件は審議未了とすることに決しました。(「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり)

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書については写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午後2時40分 小会)

(午後2時41分 本会)

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長(村川清則君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(2020みなと八代フェスティバルについて)

○委員長(村川清則君) それではまず、2020みなと八代フェスティバルについてをお願いいたします。

○理事兼国際港湾振興課長(南 和治君) 国際港湾振興課、南です。よろしくお願いたします。

今回、2020みなと八代フェスティバルの開催について御報告させていただきます。

説明のほうは着座にて説明させていただきます。

○委員長(村川清則君) はい、どうぞ。

○理事兼国際港湾振興課長(南 和治君) さきに資料のほうをお配りさせていただいておりますので、そちらのほうをごらんください。

まず、報告事項といたしまして、例年11月に開催しておりましたみなと八代フェスティバルについて今年度の開催を見送っておりましたが、下に示しておりますとおり、来年度は開催することといたしましたので、報告させていただきます。

開催期日は令和2年4月26日の日曜日で、開催場所は現在整備中のクルーズ拠点くまモンポート八代となります。

イベント名はくまモンポート八代供用開始記念(仮称)2020第32回みなと八代フェスティバルといたしておりますが、港湾管理者の県と協議する中で、この供用開始記念の部分はオープン記念という表記で統一していく予定としております。

次に、検討の経緯についてですが、当初予定しておりました今年度の開催につきましては、本年度はクルーズ拠点整備工事が本格化するため、みなと八代フェスティバル開催会場の確保及び来場者の安全確保が困難であるということが判明しましたことから今年度の開催を見送ることといたしました。

それにあわせて、令和2年4月に供用開始されるクルーズ拠点のくまモンポート八代での開催の可否を含め模索することとしておりました。

その後は工事の進捗に合わせて県の港湾課と協議を重ねてまいりました結果、施設の完成後にはイベント等の開催が可能であることが確認できました。

また、完成後には広く市民等に周知し、多くの方に来場いただける場としていく必要がありますことから、完成した施設を早い時期にお披露目する機会を設けることを目的に、これまで11月に開催しておりましたみなと八代フェスティバルを施設の供用開始記念として実施することが効果的であると考え、今回4月に開催することとしたものです。

なお、例年11月に開催しておりましたみなと八代フェスティバルにつきましては、令和2年度の開催はこの4月1回とし、11月は開催しないことといたします。

このことは、11月のみなと八代フェスティバル検討委員会に提案し、12月の実行委員会で決定をいただいたところで今回の報告となったものでございます。

続きまして、イベントの内容について、名称には例年のみなと八代フェスティバルにくまモンポート八代供用開始記念（仮称）としておりますが、この部分は先ほど御説明しましたとおり、供用開始記念をオープン記念として今後統一していく予定で、この冠をつけて実施することとし、過去の記念回と同様の規模での実施を

予定しております。

昨年は開催会場スペースの関係により実施できなかったステージイベント、それからキャラクターショーを復活して実施予定としております。

また、新たに肥後銀行様の協力によるイベントを加える予定で、内容につきましては現在、肥後銀行様で検討中となっております。

本日、添付資料としまして、別紙です、カラーの平面図をおつけしております。みなと八代フェスティバル会場レイアウト案ということでおつけしておりますが、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まだ整備中のため、詳細が判明しない部分もあり、大まかなレイアウトを示しております。

完成予想平面図に赤い四角と丸つき数字で各備しとテントの配置を記入しております。

主にステージや観覧席、物産展や海事官公庁PR展等の主要な出し物を岸壁に設営し、海上自衛隊、海上保安庁、国土交通省の船舶を今回整備されます岸壁に並べる予定としております。

また、港湾関係事業所の働く機械と子供広場を駐車場の一部を利用して実施する予定としております。

なお、細かな配置等は今後の整備完了や運用のあり方を見ながら修正していくこととしております。

以上で、2020みなと八代フェスティバルの開催についての報告を終わります。

○委員長（村川清則君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） それでは、以上で2020みなと八代フェスティバルについてを終了します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（日

本遺産について)

○委員長(村川清則君) 次に、日本遺産についてをお願いいたします。

○文化振興課長(沖田丈房君) 文化振興課、沖田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

日本遺産につきまして今後申請をするに当たります、御説明をさせていただきます。

詳細な説明は補佐山崎のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

○文化振興課長補佐(山崎 撰君) 山崎です。よろしく申し上げます。

では、着座にて説明させていただきます。

○委員長(村川清則君) はい、どうぞ。

○文化振興課長補佐(山崎 撰君) 日本遺産の認定申請について、その進捗状況について御説明をいたします。

あらかじめ資料のほうを配布しておりましたのをごらんください。

日本遺産とは、地域の歴史的な魅力や特色を通じて日本の文化や伝統を語るストーリーを日本遺産として国が認定する仕組みでございます。

文化庁では、2020年までに100件のストーリー、日本遺産認定を予定しており、既に83件が認定されております。

残り17件となっておりますが、本市の取り組みとして、資料下のほうに書いておりますように、八代の特色ある文化を石、石工に関連する文化遺産を中心に物語るストーリーとして展開し、八代中心部に残る八代城跡、東陽を中心に八代全域に残る石橋、八代平野を生み出した干拓事業を物語る樋門や堤防などの石造物と石工をテーマに認定申請を目指しております。

申請の締め切りは年明けの1月24日を予定されているということで、それを目指して今最後の詰めを行っているところでございます。

認定をされましたら、来年の5月中旬、ゴールデンウィーク前後に発表がある予定となっております。

おります。

認定をもし受けることができれば、八代の豊かな歴史遺産について全国の注目が集まりますとともに、八代の方々が八代の歴史について関心を深めていただくきっかけにもなることが期待されます。その認定をぜひとることを目指して今頑張っているところです。

説明は以上です。

○委員長(村川清則君) 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) それでは、以上で日本遺産についてを終了します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(民俗伝統芸能伝承館(仮称)について)

○委員長(村川清則君) 次に、民俗伝統芸能伝承館(仮称)についてをお願いいたします。

○文化振興課長補佐(山崎 撰君) 引き続き、八代民俗伝統芸能伝承館(仮称)について、その整備事業について御説明申し上げます。

本年10月に議会の承認を受けて本体工事の契約に至りました。その節には大変お世話になり、ありがとうございました。

去る12月9日に起工式が無事行われ、令和3年春の完成を目指して計画を進めているところでございます。

事業の概要として、経済企業委員会のほうでこれまでたびたび審議していただいておりますけれども、委員の皆様が交代されていることもあり、改めて概要について説明を申し上げたいと資料のほうを準備しております。

事業の概要について改めて説明させていただきますと、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭を初め、市内各所の無形民俗文化財では後継者育成や諸道具の收藏施設の確保などが課題となっております。

これらを着実に保存継承するとともに、公開による情報発信を行うことで伝統文化を生かした本市の活性化が図られるよう建設整備を進めているものでございます。

平成24年に妙見祭保存振興会からまつり会館提言書というのが提出されたのを皮切りとしまして、たびたび提言書が発出され、平成28年の熊本地震の発災を受けまして、さらにその文化財の保存への意識、責任などを強く感じられ、平成28年5月に4団体より市議会への施設整備方への陳情を出されまして、6月の定例会でその陳情を採択していただきました。

それ以来、庁内検討会議、関係者意見聴取、経済企業委員会での所管事務調査等経まして、さまざまな御審議をいただきまして、今回の起工式まで至ったというところでございます。

こちらの資料の右側のほうに、今回建設されます伝承館のイメージパースをつけております。

上の段が外側の様子、そして2段目以降が内部の様子、それから大事な水引幕等を収納する特別収蔵庫の図でございます。

2枚目以降に展示棟、収蔵棟、会議棟からなる伝承館の全体図、そして特に特徴的な屋根の外観のパースが載っております。

3枚目に建物の配置図、4枚目に展示・収蔵棟の平面図、5枚目に会議室、そして伝承ルームが入ります会議棟の平面図になっております。

こうした整備に向けて今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（村川清則君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 意見というか感想で、非常にいい設計ができたなと思っております。

今後ですね、九州は台風が来ますので、台風

にも十分に備えできるような建物の強さをですね、備えていただくようお願いいたします。

以上です。

○委員長（村川清則君） よろしくお願いたします。

○文化振興課長補佐（山崎 撰君） はい、ありがとうございます。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） それでは、以上で民俗伝統芸能伝承館（仮称）についてを終了します。

執行部は御退出ください。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午後2時54分 小会）

（午後2時57分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会は、令和2年1月21日から23日までの3日間、兵庫県豊岡市、京都府宮津市、兵庫県姫路市へ、産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため管外行政視察を行うこととしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ないようでしたら、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について

てお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和2年1月21日から23日までの3日間、兵庫県豊岡市、京都府宮津市、兵庫県姫路市へ、産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

(午後2時59分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年12月17日

経済企業委員会

委員長